 第1章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ① 「50年勧告」によると、日本の社会保障制度は、( ) と ( )、  
( )、( ) の4つに大別されている。
- ② 日本の社会保険制度には、( )、( )、( )、  
( ) があったが、( ) 年に ( )  
が追加され、現在の5つの保険制度の形になった。
- ③ 日本の高齢化率は、2015（平成27）年で約27%であるが、2060（同72）年には  
( ) %に達し、( ) 人に1人が65歳以上となることが予想されて  
いる。加えて、2060（同72）年には75歳以上人口が総人口の ( ) %とな  
り、( ) 人に1人が75歳以上となる。

 第2章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

---

---

---

---

---

---

---

---

理解できなかったこと、疑問点

---

---

---

---

---

---


---

---

 TRY してみよう

- ①医療保険は、サラリーマン等が加入する ( ) と、自営業者・定年を迎えるなどして会社を退職した者などが加入する ( )、75歳以上の方が加入する ( ) に大別されている。
- ②保険診療と自由診療（保険外診療）が混在した診療の場合は、通常全額が自己負担になるが、厚生労働省が定める ( ) と ( ) の場合は、( ) 療養費として、診療や入院料、検査料などは保険適用を受けることが可能である。
- ③高額療養費制度は、年齢、所得に応じた同一月内の医療費の自己負担限度額の基準があり、2015（平成27年）1月から70歳未満は ( ) 段階に見直された。なお、高額療養費の申請時効は、受診した月の翌月1日から起算して ( ) 年である。



 第4章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①労働者災害補償保険の保険者は ( ) であるが、労働災害の認定や保険給付に関する業務は ( ) が行っている。また、労働者災害補償保険に要する費用は、基本的に ( ) の保険料で賄われる。
- ②労働者災害補償保険の補償給付の支給要件について、病気やけがなどが「業務上」起こったかどうかは、( ) と ( ) があつたかどうかで判断される。
- ③労働者の業務上の病気やけがが ( ) 経過しても治らない場合に、その傷病の程度が一定の等級に該当する場合、被災労働者に対して ( ) が支給される。

 第5章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ① ( ) とは、年金給付に必要な費用を、その時々加入者の保険料により賄う方式である。
- ② 自営業者や学生は、国民年金の第 ( ) 号被保険者となる。また、会社員や公務員など厚生年金に加入している方は、国民年金の第 ( ) 号被保険者となる。第3号被保険者は、第2号被保険者の ( ) である。
- ③ 国民年金の全額免除を受けた被保険者の年金給付額は、その期間本来給付される年金額の ( ) となる。

 第6章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

---

---

---

---

---

---

---

---

理解できなかったこと、疑問点

---

---

---

---

---


---

---

---

 TRY してみよう

- ①介護保険の被保険者には、市区町村に住所がある ( ) 歳以上の第1号被保険者と市区町村に住所があり ( ) 保険に加入している ( ) 歳以上 ( ) 歳未満の第2号被保険者がいます。
- ②居宅サービス計画は、原則として ( ) が作成することになっていますが、( ) が作成することもできます。
- ③介護保険制度の財源構成 (2015 [平成27] 年現在) は、利用者負担を除いて第1号被保険者の保険料が ( ) %、第2号被保険者の保険料が ( ) % となっています。また居宅給付費の場合、国は ( ) %、都道府県は ( ) %、市区町村は ( ) % をそれぞれ負担します。国の負担分のうち5%は ( ) として、市区町村間の財政格差の調整のために使われます。

 第7章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①生活保護法の目的は ( ) と ( ) である。
- ②保護基準は ( ) が決定し、2015 (平成27) 年現在の算定方法は ( ) である。
- ③保護の方法は金銭給付と ( ) があり、生活保護の扶助には ( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助、( ) 扶助の8種類がある。

 第8章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----


-----

-----

 TRY してみよう

- ① 社会保障制度は、( ) と租税を財源とする社会扶助に大別される。後者は、資力調査を伴う ( )、一定要件の該当で支給される ( )、および福祉を行う ( ) から成っている。
- ② 社会手当には、多子世帯の経済的支援を行う ( )、ひとり親世帯の経済的支援を行う ( ) および精神または身体に障害を有する障害児を支援する ( ) などがあり、いずれも所得制限がある。
- ③ ( ) は、精神または身体に重度の障害を有し常時介護が必要な在宅の20歳未満の方に支給される。また、( ) は、精神または身体に著しく重度の障害を有し常時特別な介護が必要な在宅の20歳以上の方に支給される。



 第9章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①保育所（保育園）は（ ）法に基づく（ ）施設である。
- ②養護老人ホーム、特別養護老人ホームは措置入所であるが、軽費老人ホームは（ ）による入所となる。
- ③Aさんは、知的障害があり療育手帳を所持している。実家で両親と暮らしているが、現在無職であり就労を希望している。しかし、知的障害の程度から考えて雇用契約を締結することは困難であると考えられる。Aさんは、（ ）の障害福祉サービスを利用することが最も適切である。
- ④ひとり親家庭が自立して安定した生活を送るための支援制度として、ひとり親家庭の児童の（ ）への優先入所をはじめ、家事や保育等の日常生活に支障が出た際に（ ）支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、親の残業や病気などの場合に児童を一時的に預かる（ ）あるいは福祉事務所への（ ）支援員の配置や生活支援講習会の開催、児童のための相談や学習支援等のさまざまな生活向上支援の事業などが取り組まれている。

 第10章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①保険とは、( ) にさらされている多数の経済主体が、リスクに見合った保険料を支払うことによって保険集団を形成し、特定の偶然事故に関連する経済上の不安定を除去・軽減できる( ) を目的とする制度である。
- ②保険の基本原則には( ) の原則と( ) の原則がある。
- ③共済の理念は( ) であり、( ) のために保障(補償)サービスを提供する。

 第11章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----


-----

-----

-----

 TRYしてみよう

- ①2013（平成25）年度の社会保障財源の項目別割合をみると、社会保険料が全体の約（ ）割を占めている。
- ②2015（平成27）年度の社会保障関係費の内訳は、（ ）が最も多く、次に（ ）、（ ）、（ ）の順になっています。
- ③主要先進国（日本、ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン、アメリカ）の国民負担率は、低い方から（ ）、（ ）、（ ）、（ ）、（ ）の順になっている（日本は2015年度見通し、諸外国は2012年実績値）。

 第12章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----


-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①戦後イギリスが体系化した包括的な社会保障は、「ナショナルミニマム」を理念とする1942年の ( ) 報告に基づいて計画された。
- ②1929 (昭和4) 年に成立した日本の救護法は、貧困者に対する扶助を行う一方で、現在の社会福祉施設の前身となる ( ) を規定した。
- ③日本の年金保険と医療保険が、国民 ( ) となったのは、1961 (昭和36) 年のことである。

 第13章 ミニットペーパー

年 月 日 ( ) 第 ( ) 限

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本章で学んだこと、そのなかで感じたこと

-----

-----

-----

-----

-----

理解できなかったこと、疑問点

-----

-----

-----

-----

-----

 TRY してみよう

- ①イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国のうち、  
 ( ) 以外の3か国とは「( )」(5年を超える場合は保険期間の通算)を結んでいるため、3か国のどの国の公的年金制度に加入しても保険料が日本の制度に通算され、「払い損」になることはない。
- ②アメリカには、全国民を対象とした公的医療保険制度はない。公的医療保険制度としては、65歳以上の方や65歳未満の障害者などを対象とした( )と、低所得者を対象とした( )のみである。
- ③社会保障制度は、資本主義社会の歴史的展開のなかで( )への対処として生まれ、中国や韓国でも整備された。しかし近年では、日本も含め、( )、( )、( )といった新しい社会リスクが登場し、現在の社会保障の仕組みではこれらへの対処が難しく、改革が迫られている。